



右か？左か？^{*1}

Right? Left?

岡山 巧^{*2}

Takumi OKAYAMA

1. はじめに

自転車，車に人一倍思い入れのある小生にとって，常々疑問に思っていることがある．通学，買い物などで車道の右側を走る自転車が多く，朝すれ違うときは何時も，同じ人が……．関連したことを思いつくままネット情報を引用しながら書いてみましょう．

2. 文化か，規制か

2.1 エスカレータは右側に立つか左側に立つか

大阪，九州に出張する機会があり，あらためて文化の違いを体験してきました．写真1は，左側に立ち右側を空ける東京と，右側に立つ大阪のエスカレータの利用状況です．皆さん，見事に並んで急ぐ人のために片側を空けています．



写真1 東京：左側に立つ(左) 大阪：右側に立つ(右)

右側に立つのは関西，仙台などで，大阪万博の際に右側立ちの欧米にあわせたのが習慣化したとのこと．福岡では東京と同じ左側立ちでした．ただし，観光都市京都はその場の状況に合わせた行ったりです．同様に，左右の習慣の無い地方も多いとのこと．

2.2 歩行者の歩き方

歩行者はどこを歩いてきたのでしょうか．歴史的経緯を調べてみました(表1)．

表1 歩行者はどこを歩いてきたか

時代	歩行者	自動車	駅構内	備考
江戸	《右側》?	-	-	広重の「日本橋」「三条大橋」の浮世絵
明治	《左側》			明治14年警視庁通達
戦後	《左側》	《左側》		昭和22年道路交通取締法
	《右側》	《左側》	《左側》	昭和24年道路交通取締法改正/対面交通化 駅構内の歩行者例外規定
現代	《右側》	《左側》		道路交通法第10条①歩行者，第17条④車両

江戸時代の浮世絵の橋上の通行状況を見ると，右側通行のように見えますが？この時代の不確かな状況を除いて，自動車との係わりが問題となるまでは道路の左側を歩くのが主だったことが判ります．その後，昭和24年の道路交通取締法改正による対面交通化以降は，歩行者は道路の「右側通行」が明確に規定されています．もちろん，日本では自動車は左側通行です．

ここで，筆者が今回始めて認識したのが，駅構内の左側通行です．全国統一法規があったとは知らず，JRなり私鉄が安全，利便性の観点で決めていると考えていました．「ここは左側通行です」などの看板に従って歩いていたのでトラブルは経

*1 原稿受理 2008年4月3日

*2 (財)日本自動車研究所 予防安全研究部

験していませんが、この田舎者と思われていたのかも。そういえば、JARIの廊下でも「左側通行」する人が多いかな。皆さんどうですか。

ところで、前出のエスカレータの立ち位置との関連はどうなっているのか。駅構内左側通行の観点からは「左側に立つ」のが合理的のように思えるが、道路交通法違反は駅構内に及ばないか、或いは、歩行者例外規定は効力失効？

2.3 自転車はどうか

自転車の右側通行に関して、つくば近隣でも色々な場面が見られます。

- 1) 中央線が無く、路側線の無い狭い道路
- 2) 中央線は無いが、両側に路側線がある道路
- 3) 中央線が有り、両側に路側線がある道路
- 4) 片側3車線で、路側線、歩道もある広い道路

小生が良く出くわす危険場面は、1), 2), 3) で、ほぼ毎日のように出くわします。その場合も、道路の「右側」端ではないと思われるところを堂々と走って、しかも携帯メールを見ながら、4) に至っては車を運転する自分には危険が及びませんが、大丈夫？

自転車は、道路交通法では第二条8項で「軽車両」に区分され、第十八条で「道路の左側端に寄って通行する」と規定されています。すなわち、自転車は自動車と同方向で対面しないと規定されていることとなります。

なぜ自転車の左側通行が守られないのか。考えてみると、

- 1) 自転車に法規制があることを知らない
- 2) 免許が要らないため、歩行者と同じ意識でいる
- 3) 子供の頃から、車道を走ると危険と親に禁止されてきたため、歩道を走るのが習慣になり、左側通行、右側通行の認識が無い
- 4) 周りの人がそうしているから
- 5) 右側通行し、自動車と対面走行することが危険との認識が無い
- 6) 逆に、後方から自動車に抜かれる方が怖い

上記の1), 2), 5), 6) はバイクや自動車の免許を取り、お互いの立場や危険性が認識できればあ

る程度解決するものと思われませんが、3), 4) は交通事情や親、学校などでの交通安全教育が関連するため一朝一夕には解決が難しそうです。

表2は2007年中の自転車乗用者の法令違反別死傷者数を示します。右側通行は6番目の「通行区分」違反に含まれると思うが、2.4% (3993人) が被害に遭っていることとなります。事故に遭わなくても、通行区分違反は3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金になると規定されてる。適用された例があるのかは不明です。

表2 自転車乗用者の法令違反別死傷者数

	法令違反区分	構成率
1	安全運転義務	43.0 (%)
2	違反無し	32.9 (%)
3	交差点安全進行	8.3 (%)
4	一時不停止	5.6 (%)
5	信号無視	2.7 (%)
6	通行区分	2.4 (%)

出典：2007年中の交通事故の発生状況(警察庁交通局)

最近、歩道での自転車と歩行者の接触事故や、6歳未満の幼児を前後に乗せる3人乗りなどに関連して、自転車の安全性・法改正に関心が高まっている。道交法施行規則の改正(6月)では、「13歳未満の子供と70歳以上の高齢者は歩道走行可、それ以外の自転車は原則車道を走行」が明示され、歩道走行可の場合でも車道側通行が盛り込まれるようです。

エコにも健康にも良い自転車の、安全で正しい使い方への理解と普及を期待しながら筆をおきます。



引用：自転車文化センターHP